## 経営協議会委員からの意見等への取組状況

## (平成 24 年度)

回	年月日	学外委員からの意見等	大学の取組状況
35	平成24年4月24日	<議題>就業規則関係規則の一部改正につ	平成24年5月1日から、役員及び職員等について臨時特例に準じた給与減額支給措
		いて	置を実施しているが、医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する医師、医療ソ
			ーシャルワーカー及び診療情報管理士については減額の5割相当の、調理師、薬剤師、
		大学に勤務する医師等の過重労働及び給	栄養士、診療放射線技師及び臨床検査技師等の医療技術職員並びに看護師等について
		与に係る現状に鑑み、大学に勤務する医師	は減額の10割相当の手当を設け補填を実施。
		等の確保のためにも処遇改善が必要であ	また、平成25年4月1日から附属病院に勤務する看護師、薬剤師、医員(病院助教・
		る。	指導医・レジデント)及び研修医に対する手当の新設及び手当額の改定のほか、有期
			雇用薬剤師6名の常勤化を図るなど病院職員の処遇改善を行うこととした。
36	平成24年6月25日	<議題>平成23事業年度に係る業務の実績	部局への予算配分にあたっては、部局単位での科研費の採択率と申請率等を勘案し
		に関する報告書(案)について	「特別分」として配分。
			また、科研費の採択増に繋げることを目的として、当該年度の科研費申請が不採択
		科学研究費補助金等の獲得状況に応じて	となった研究課題のうち、審査評点が「A」に該当する教員等に対し、インセンティブ
		インセンティブを付与することが必要では	としての研究経費を配分し,次年度の科研費へ再申請をさせている。
		ないか。	

	T	T	
36	平成24年6月25日	<議題>高知大学事業継続計画(案)及び	平成 24 年 3 月 31 日に内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会が公表した「南
		高知大学地域支援計画(案)について	海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について(第一次報告)」において高知
			県では最大 34.4m (高知市では最大 14.7m, 南国市では最大 16.2m) の津波高が想定
		新たに公表された「南海トラフの巨大地	され,また,平成 24 年 5 月 10 日に高知県が公表した「南海地震トラフの巨大地震に
		震による津波浸水予測」等を念頭に置いた	よる津波浸水予測について」では、物部地区で3m~5m、小津地区で 0.3m~2mの
		避難計画等の検討が必要ではないか。	津波浸水が想定されている。
			そのため、物部地区では地区震災対策委員会が津波避難計画を策定し、平成24年10
			月に教職員、学生及び近隣住民による津波避難訓練を実施。また、小津地区について
			も附属幼稚園、附属小学校、附属中学校それぞれ、3階への津波避難訓練を実施。(附
			属幼稚園は、隣接する附属小学校の3階へ避難。)
		<議題>平成25年度の大学教員人事にかか	医学部については、地域の医師確保及び地域医療を担う人材の育成等の医学部に期
		る配分ポイントについて	待される役割等に鑑み、平成 25 年度の配分ポイントを他部局と同じ△1.3%とせず、
			平成 23 年度及び平成 24 年度と同数の△1.0%とした。
		地域の医師確保及び地域医療を担う人材	また、平成 25 年度中の大学教員人事の凍結についても、附属病院において診療にあ
		の育成の点からも、医学部の教員数等への	たる医師は凍結の対象外としている。
		配慮は必須である。	
38	平成 24 年 11 月 21	<議題>高知大学教育組織改革マスタープ	・平成24年12月13日に高知県と包括的連携に関する協定を締結。
	日	ラン ver. 1 について	また、平成 25 年 3 月 25 日に安田町と連携協定を締結。(これにより、高知県を
			含め県内 35 自治体中、13 自治体と連携協定を締結。)
		地域の大学として、地域の課題を一緒に	
		考えることが大学の地域貢献、大学の収入	・地域における食品産業の振興に必要とされる中核人材を育成することを目的とし、
		増加にも繋がると考えており、県内各自治	平成 25 年 4 月に高知県からの寄附を受けて寄附講座(土佐フードビジネスクリエー
		体との連携をさらに進めて頂きたい。	ター人材創出事業寄附講座)を設置。
			同講座の運営については高知県をはじめ市町村振興協会,地元企業等から寄附の
			支援を得ている。

	1	,	
41	平成 25 年 2 月 21 日	<議題>その他 委員より、大学は人材育成の場であると 同時に、被災時には地域住民の避難場所と しての役割も期待される。そのための施設 の耐震化等はどのような状況であるか。	・平成24年12月27日付で南国市との間で「災害発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書」を締結(災害発生時等に物部地区の建物を避難ビルとして使用。)。 ・文部科学省へ地域住民の避難場所としても使用される施設等の耐震化等整備要求
			を行い, 平成 24 年度政府補正予算及び平成 25 年度政府予算(案) において復興関連事業として次のような事業が措置された。 (物部地区)
			<ul><li>・屋上避難場所等の設置(手摺り等の落下防止対策,外階段の設置)</li><li>・自家発電設備の設置(避難者受入時の電源確保)</li></ul>
			(宇佐地区) ・屋上避難場所等の設置(手摺り等の落下防止対策) (岡豊地区)
			<ul><li>・災害初期における医療の確保(現場にて電気・ガスを供給できる機器等)</li><li>・災害時食料・薬品備蓄庫の設置</li></ul>
			<ul><li>・災害拠点病院としての情報インフラ整備(デジタル無線機等)</li><li>・電気室・機械室防水堤の設置</li><li>・動物実験施設自家発電装置の設置,動物実験施設大規模災害時用貯水装置の設置</li></ul>
			・RI実験施設地下埋設型の排水整備の改修(災害時の廃液漏洩対策) (朝倉地区)
			<ul><li>・理学部附属高知地震観測所非常用発電装置の更新</li><li>・共通教育1号館耐震改修(災害時の避難者受入場所の整備)</li></ul>
			・武道場耐震改修(災害時の避難者受入場所の整備)